

平成30年度 市町村交付金(社会保障財源化分)が充てられた社会保障4経費その他社会保障施策に要した経費(決算)

(歳入)

地方消費税交付金	212,701 千円
うち社会保障財源交付金	86,460 千円

(歳出)

社会保障4経費その他社会保障施策に要した経費	1,459,550 千円
------------------------	--------------

【社会保障4経費その他社会保障施策に要した経費】

単位:千円

事業名	経費	財源内訳					
		特定財源			一般財源		
		国県支出金	地方債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源 交付金)	その他	
社会福祉費	児童福祉事業	608,629	411,023	3,100	50,200	20,572	123,734
	高齢者福祉事業	39,077	0	0	3,344	5,094	30,639
	社会福祉事業(障害者福祉、母子福祉)	424,386	296,339	12,200	427	16,454	98,966
	小計	1,072,092	707,362	15,300	53,971	42,120	253,339
社会保険費	国民健康保険事業特別会計繰出金	126,928	64,995	0	0	8,829	53,104
	介護保険事業特別会計繰出金	140,430	4,385	0	0	19,395	116,650
	後期高齢者医療事業特別会計繰出金	112,795	0	0	296	16,038	96,461
	小計	380,153	69,380	0	296	44,262	266,215
保健衛生費	予防対策・健康増進事業	7,305	3,678	3,000	83	78	466
	小計	7,305	3,678	3,000	83	78	466
合計	1,459,550	780,420	18,300	54,350	86,460	520,020	

※ 平成26年4月1日より消費税が5%から8%へ上げられました。

引上げ分の地方消費税収入については、「社会保障4経費」(制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費)その他社会保障施策に要する経費に充てることとされました。

※【社会保障施策】

- (1)「社会福祉」 生活保護、児童福祉、母子福祉、高齢者福祉、障害者福祉などです。
- (2)「社会保険」 法令に基づき実施される保険を意味し、国民健康保険、介護保険、年金などです。
- (3)「保健衛生」 国民の健康を保つための施策で、医療に係る施策、感染症その他の疾病の予防対策、健康増進対策などです。

令和2年度 市町村交付金(社会保障財源化分)が充てられた社会保障4経費その他社会保障施策に要した経費(予算)

(歳入)

地方消費税交付金	190,000 千円
うち社会保障財源交付金	80,000 千円

(歳出)

社会保障4経費その他社会保障施策に要した経費	1,612,968 千円
------------------------	--------------

【社会保障4経費その他社会保障施策に要した経費】

単位:千円

事業名	経費	財源内訳					
		特定財源			一般財源		
		国県支出金	地方債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源 交付金)	その他	
社会福祉費	児童福祉事業	616,203	429,078	3,300	14,111	18,478	151,236
	高齢者福祉事業	48,670	2,175	4,300	3,147	4,181	34,867
	社会福祉事業(障がい者福祉、母子福祉)	391,736	280,384	13,500	0	10,654	87,198
	小計	1,056,609	711,637	21,100	17,258	33,313	273,301
社会保険費	国民健康保険事業特別会計繰出金	118,795	58,298	0	0	6,586	53,911
	介護保険事業特別会計繰出金	164,347	13,077	0	0	16,470	134,800
	後期高齢者医療事業特別会計繰出金	176,093	39,013	0	0	14,925	122,155
	小計	459,235	110,388	0	0	37,981	310,866
保健衛生費	予防対策・健康増進事業	97,124	7,263	3,300	6,600	8,706	71,255
	小計	97,124	7,263	3,300	6,600	8,706	71,255
合計	1,612,968	829,288	24,400	23,858	80,000	655,422	

※ 平成26年4月1日より消費税が5%から8%、令和元年10月1日より8%から10%へ引き上げられました。

引き上げ分の地方消費税収入については、「社会保障4経費」(制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費)その他社会保障施策に要する経費に充てることとされました。

※【地方消費税交付金】 消費税10%のうち2.2%が地方消費税(県税)でその1/2が市町村へ交付されます。

※【社会保障施策】

- (1)「社会福祉」 生活保護、児童福祉、母子福祉、高齢者福祉、障害者福祉などです。
- (2)「社会保険」 法令に基づき実施される保険を意味し、国民健康保険、介護保険、年金などです。
- (3)「保健衛生」 国民の健康を保つための施策で、医療に係る施策、感染症その他の疾病の予防対策、健康増進対策などです。